

所得控除

控除区分		控除金額	控除要件等	
基礎控除 (合計所得に応じて控除額が異なる)		430,000	合計所得が2,400万円以下	
		290,000	合計所得が2,400万円超～2,450万円以下	
		150,000	合計所得が2,450万円超～2,500万円以下	
		適用なし	合計所得が2,500万円超	
配偶者控除	老人の控除対象配偶者	380,000	年齢70歳以上(昭和31年1月1日以前に生まれた方)の配偶者(事業専従者を除く)の合計所得が58万円以下	
	上記以外の配偶者	330,000	配偶者(事業専従者を除く)の合計所得が58万円以下	
配偶者特別控除 (配偶者の所得額に応じて控除額が異なる)		控除金額	配偶者(事業専従者を除く)の合計所得が58万円超	
		330,000	配偶者の合計所得金額	左に対応する給与収入金額
		310,000	1,000,001円～1,050,000円	1,230,001円～1,650,000円
		260,000	1,050,001円～1,100,000円	1,650,001円～1,700,000円
		210,000	1,100,001円～1,150,000円	1,700,001円～1,750,000円
		160,000	1,150,001円～1,200,000円	1,750,001円～1,800,000円
		110,000	1,200,001円～1,250,000円	1,800,001円～1,850,000円
		60,000	1,250,001円～1,300,000円	1,850,001円～1,903,999円
		30,000	1,300,001円～1,330,000円	1,904,000円～1,971,999円
		適用なし	1,330,001円～	1,972,000円～2,015,999円
		適用なし	2,016,000円～	
扶養控除	年齢及び同居の有無により区分が異なります。	控除金額	納税者と生計を一にする親族の合計所得が58万円以下	
	老人扶養(納税者又は配偶者の直系尊属)	450,000	年齢70歳以上(昭和31年1月1日以前に生まれた方)	
	上記以外の老人	380,000		
	特定扶養親族	450,000	年齢19歳以上～23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日までの間に生まれた方)	
	一般の扶養親族	330,000	年齢16歳以上～19歳未満(平成19年1月2日～平成22年1月1日までの間に生まれた方) 年齢23歳以上～70歳未満(昭和31年1月2日～平成15年1月1日までの間に生まれた方)	
扶養控除についての注意点 年齢16歳未満の方であっても住民税非課税基準の計算上必要となるため、扶養親族として申告していただく必要があります。				
特定親族特別控除 (特定親族の所得額に応じて控除額が異なる)		控除金額	特定親族(年齢19歳以上～23歳未満)に該当する親族の合計所得が58万円超	
		450,000	特定親族の合計所得金額	左に対応する給与収入金額
		410,000	580,001円～950,000円	1,230,001円～1,600,000円
		310,000	950,001円～1,000,000円	1,600,001円～1,650,000円
		210,000	1,000,001円～1,050,000円	1,650,001円～1,700,000円
		110,000	1,050,001円～1,100,000円	1,700,001円～1,750,000円
		60,000	1,100,001円～1,150,000円	1,750,001円～1,800,000円
		30,000	1,150,001円～1,200,000円	1,800,001円～1,850,000円
		適用無し	1,200,001円～1,230,000円	1,850,001円～1,880,000円
		適用無し	1,230,001円～	1,880,001円～
障害者控除	特別障害者	300,000	身体障害者手帳1級・2級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳A、戦傷病者手帳第3項症以上	
	上記のうち同居	530,000		
	一般の障害者	260,000	身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方	
ひとり親・寡婦控除についての要件 前年の合計所得が500万円以下で、住民票の続柄が「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がないこと、本人及び子の年齢制限はありません。				
ひとり親控除		300,000	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する方	
寡婦控除		260,000	子以外の扶養親族を持つ又は配偶者と死別の方	
勤労学生控除 (学校教育法に規定する学校の学生、又は児童)		260,000	合計所得金額が85万円以下であり、且つ合計所得のうち給与所得以外の所得に係る部分の金額が10万円以下である方	
寄附金控除 (特定寄附金を支出した場合)		(① - 2,000円の額) × 10%	「寄附金の金額」と「総所得金額等×30%」のいずれか少ない方の金額 = ① ※住民税は、都道府県・市区町村、住所地の日本赤十字支部、及び、山梨県・甲斐市条例により指定された公益法人等への寄附が対象となります。 ※都道府県・市区町村に寄附した場合、2千円を超える部分の金額については、個人住民税所得割の概ね2割を上限として、所得税と個人住民税控除を合わせ、その全額が控除されます。(いわゆる、ふるさと納税) ※ふるさと納税を行った方でワンストップ特例の適用を受けるべく「寄附金税額控除に係る申告特別申請書」を寄附先自治体へ提出をされた方は注意が必要です。詳しくは申告書の表面の「申告書の提出に関する注意事項」をご覧ください。	
社会保険料控除		支払った金額を控除	社会保険、国民健康保険、介護保険、厚生年金、国民年金、後期高齢者医療等	
小規模企業共済等掛金控除		※国民年金掛金については 証明書の添付が必要	旧第2種を除く企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金等	
医療費控除		医療費控除 (最高限度額200万円)	(支払った医療費の総額) - (保険金等で補てんされる金額) = (A) (A) - 「10万円」が「合計所得金額×5%」のいずれか少ない方の金額 = 控除額	
		セルフメディケーション (最高限度額8万8千円)	(支払った金額) - (保険金等で補填される金額) = (A) (A) - 12,000円 = 控除額	
生命保険料控除	旧制度 (一般・年金) 平成23年12月31日までに 締結した保険契約	① 支払った保険料の金額が15,000円以下の場合	支払った保険料の全額 = 控除額	
		② 支払った保険料の金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	(支払額) × 1/2 + 7,500円 = 控除額	
		③ 支払った保険料の金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	(支払額) × 1/4 + 17,500円 = 控除額	
		④ 支払った保険料の金額が70,000円を超える場合	一律35,000円を控除	
	新制度 (一般・年金・介護) 平成24年1月1日以後に 締結した保険契約	① 支払った保険料の金額が12,000円以下の場合	支払った保険料の全額 = 控除額	
② 支払った保険料の金額が12,000円を超え32,000円以下の場合		(支払額) × 1/2 + 6,000円 = 控除額		
③ 支払った保険料の金額が32,000円を超え56,000円以下の場合		(支払額) × 1/4 + 14,000円 = 控除額		
④ 支払った保険料の金額が56,000円を超える場合		一律28,000円を控除		
※平成23年12月31日以前に締結した契約であっても、平成24年1月1日以後に更新などを行った場合は、真動日以後、新制度の控除区分が適用されます。旧制度適用対象契約(旧契約)と新制度適用対象契約(新契約)の両方を契約されている方は、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除については、各控除ごとに、①旧契約のみで申告、②新契約のみで申告、③旧契約と新契約の両方で申告のいずれかを選ぶことができます。(介護医療保険料控除は新契約のみ) ※③旧契約と新契約の両方で申告する場合は、その合計額が申告額となり28,000円が所得控除限度額となります。また、全体の所得控除限度額は70,000円となります(合計適用限度額に変更はありません。)				
(1)地震保険料のみの場合(地震保険契約に係るものだけ)				
地震保険料控除		① 支払った保険料の金額が50,000円以下の場合	(支払額) × 1/2 = 控除額	
		② 支払った保険料の金額が50,000円を超える場合	一律25,000円	
		(2)旧長期損害保険料のみの場合(平成18年12月31日までに締結した保険期間10年以上で満期返戻金があるもの)		
		① 支払った保険料の金額が5,000円以下の場合	支払った保険料の全額 = 控除額	
		② 支払った保険料の金額が5,000円を超え15,000円以下の場合	(支払額) × 1/2 + 2,500円 = 控除額	
		③ 支払った保険料の金額が15,000円を超える場合	一律10,000円を控除	
		(3)支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方の場合 (1)と(2)でそれぞれ算定した額の合計額(最高25,000円)		
雑損控除		自分や、自分と生計を一にする配偶者、その他の親族が盗難、横領、風水害、火災等により損害を受けた場合に控除します。(被害を受けたことを証明する書類の添付が必要) ※次の①と②のうち、いずれか多い方の金額		
		① [(損害金額 - 損害保険金等で補てんされる金額) - (総所得金額等の合計額×10%)]		
		② 災害関連支出の金額 - 5万円		

※配当控除・住宅借入金特別税額控除・寄附金税額控除などの税額控除については甲斐市役所税務課までお問合せください。

別紙

控除区分		納税者の合計所得金額	控除金額	控除要件等
配偶者控除	老人の控除対象配偶者	900万円以下	380,000	年齢70歳以上(昭和31年1月1日以前に生まれた方)
		900万円超 950万円以下	260,000	
		950万円超 1,000万円以下	130,000	
		1,000万円超	適用なし	
	上記以外の配偶者	900万円以下	330,000	配偶者(事業専従者を除く)の合計所得が58万円以下
		900万円超 950万円以下	220,000	
		950万円超 1,000万円以下	110,000	
		1,000万円超	適用なし	

控除区分	納税者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	左に対応する給与収入金額	控除金額
配偶者特別控除 (配偶者の所得に応じて控除額が異なる)	900万円以下	580,001 ~ 1,000,000	1,230,001 ~ 1,650,000	330,000
		1,000,001 ~ 1,050,000	1,650,001 ~ 1,700,000	310,000
		1,050,001 ~ 1,100,000	1,700,001 ~ 1,750,000	260,000
		1,100,001 ~ 1,150,000	1,750,001 ~ 1,800,000	210,000
		1,150,001 ~ 1,200,000	1,800,001 ~ 1,850,000	160,000
		1,200,001 ~ 1,250,000	1,850,001 ~ 1,903,999	110,000
		1,250,001 ~ 1,300,000	1,904,000 ~ 1,971,999	60,000
		1,300,001 ~ 1,330,000	1,972,000 ~ 2,015,999	30,000
	1,330,001 ~	2,016,001 ~	適用なし	
	900万円超 950万円以下	580,001 ~ 1,000,000	1,230,001 ~ 1,650,000	220,000
		1,000,001 ~ 1,050,000	1,650,001 ~ 1,700,000	210,000
		1,050,001 ~ 1,100,000	1,700,001 ~ 1,750,000	180,000
		1,100,001 ~ 1,150,000	1,750,001 ~ 1,800,000	140,000
		1,150,001 ~ 1,200,000	1,800,001 ~ 1,850,000	110,000
		1,200,001 ~ 1,250,000	1,850,001 ~ 1,903,999	80,000
		1,250,001 ~ 1,300,000	1,904,000 ~ 1,971,999	40,000
		1,300,001 ~ 1,330,000	1,972,000 ~ 2,015,999	20,000
	1,330,001 ~	2,016,001 ~	適用なし	
	950万円超 1,000万円以下	580,001 ~ 1,000,000	1,230,001 ~ 1,650,000	110,000
		1,000,001 ~ 1,050,000	1,650,001 ~ 1,700,000	110,000
		1,050,001 ~ 1,100,000	1,700,001 ~ 1,750,000	90,000
		1,100,001 ~ 1,150,000	1,750,001 ~ 1,800,000	70,000
		1,150,001 ~ 1,200,000	1,800,001 ~ 1,850,000	60,000
		1,200,001 ~ 1,250,000	1,850,001 ~ 1,903,999	40,000
		1,250,001 ~ 1,300,000	1,904,000 ~ 1,971,999	20,000
		1,300,001 ~ 1,330,000	1,972,000 ~ 2,015,999	10,000
	1,330,001 ~	2,016,001 ~	適用なし	
	1,000万円超	580,001 ~ 1,000,000	1,230,001 ~ 1,650,000	適用なし
		1,000,001 ~ 1,050,000	1,650,001 ~ 1,700,000	
		1,050,001 ~ 1,100,000	1,700,001 ~ 1,750,000	
		1,100,001 ~ 1,150,000	1,750,001 ~ 1,800,000	
		1,150,001 ~ 1,200,000	1,800,001 ~ 1,850,000	
1,200,001 ~ 1,250,000		1,850,001 ~ 1,903,999		
1,250,001 ~ 1,300,000		1,904,000 ~ 1,971,999		
1,300,001 ~ 1,330,000		1,972,000 ~ 2,015,999		
1,330,001 ~	2,016,001 ~			